

自動継続自由金利型期日指定定期預金規定（通帳式・証書式）

1.（預入れの最低金額および限度金額）

自動継続自由金利型期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは一口 1 円以上 300 万円未満とします。

2.（自動継続）

- (1) この預金は、通帳（または証書）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

3.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年後の応当日 {通帳（または証書）記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の 1 年後の応当日} から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。

満期日を指定するときは、当店に対してその 1 か月前までに通知をしてください。

この預金の一部について満期日を定めるときは、1 万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から 1 か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から 1 か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

4.（利息）

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率によって 1 年複利の方法で計算します。
 - ① 1 年以上 2 年未満 通帳（または証書）記載の「2 年未満」の利率
 - ② 2 年以上 通帳（または証書）記載の「2 年以上」の利率（以下「2 年以上利率」といいます。）
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入

金しまたは元金に組入れます。

(4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上2年未満 | 2年以上利率×20% |
| ③ 2年以上3年未満 | 2年以上利率×40% |

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳（または証書）とともに提出してください。

この他、「各定期預金共通規定」をご参照ください。

以 上